

令和4年3月2日

1. 出席議員

1番	中島	信二	12番	服部	良一
2番	高山	正信	13番	大坪	久美子
3番	青木	勉	14番	寺尾	高良
4番	川口	堅志	15番	栗原	吉平
5番	橋本	正敏	16番	三角	真弓
6番	田中	栄一	17番	森	茂生
7番	堤	康幸	18番	栗山	徹雄
8番	高橋	信広	20番	川口	誠二
10番	牛島	孝之	21番	松崎	辰義
11番	萩尾	洋	22番	角田	恵一

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	井手	勇一
事務局参事補佐兼次長	高山	康博
書記	中園	弘一
書記	中島	知子

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	三田村	統之
副	市	松崎	賢明
副	市	松尾	一秋
教	育	橋本	吉史
総	務	原	亮一
企	画	石井	稔郎
市	民	牛島	憲治
健	康	橋本	妙子
建	設	山口	英二
教	育	原	信也
総	務	秋山	勲
人	事	牛島	新五
財	政	田中	和己
防	災	毛利	昭夫
企	画	馬場	浩義
企	業	橋本	秀樹
子	育	平島	英敏
健	康	坂田	智子
介	護	平	武文
建	設	轟	研作
林	業	若杉	信嘉
第	二	堤	辰幸
上	下	原	寿之
学	校	郷田	純一
社	会	溝上	啓之
黒	木	松本	伸一
矢	部	月足	和憲

議事日程第4号

令和4年3月2日（水） 開議 午前10時

日 程

- 第1 議案審議
 - ・質 疑（委員会付託）
 - ・討 論
 - ・採 決
- 第2 花宗用水組合議会議員の補欠選挙

本日の会議に付した事件

第1 議案審議

- 議案第3号 押印見直しに伴う関係条例の規定の整備に関する条例の制定について
- 議案第4号 八女市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第5号 八女市職員の給与に関する条例及び八女市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第6号 八女市大坪奨学基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第7号 八女市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第8号 八女市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第9号 八女市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第10号 八女市消防団条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第11号 八女市矢部基幹集落センター条例を廃止する条例の制定について
- 議案第12号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 議案第13号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 議案第14号 市道路線の認定について
- 議案第15号 市道路線の変更について
- 議案第16号 市道路線の廃止について
- 議案第17号 令和3年度八女市一般会計補正予算（第12号）
- 議案第18号 令和3年度八女市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第3号）
- 議案第19号 令和3年度八女市介護保険事業費特別会計補正予算（第3号）
- 議案第20号 令和3年度八女市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第21号 令和3年度八女市矢部診療所特別会計補正予算（第2号）
- 議案第22号 令和3年度八女市水道事業会計補正予算（第3号）

- 議案第23号 令和3年度八女市下水道事業会計補正予算（第2号）
議案第24号 令和4年度八女市一般会計予算
議案第25号 令和4年度八女市国民健康保険事業費特別会計予算
議案第26号 令和4年度八女市介護保険事業費特別会計予算
議案第27号 令和4年度八女市後期高齢者医療特別会計予算
議案第28号 令和4年度八女市矢部診療所特別会計予算
議案第29号 令和4年度八女市黒木町串毛財産区特別会計予算
議案第30号 令和4年度八女市黒木町木屋財産区特別会計予算
議案第31号 令和4年度八女市水道事業会計予算
議案第32号 令和4年度八女市下水道事業会計予算

第2 花宗用水組合議会議員の補欠選挙

午前10時 開議

○議長（角田恵一君）

皆様おはようございます。本日の議案審議よろしくお願ひ申し上げます。

お知らせいたします。議案質疑表、議案質疑資料、委員会・分科会日程表をタブレットに配信しております。

ただいまの出席議員数が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条ただし書の規定によりタブレットに配信しておりますので、御了承願ひます。

日程第1 議案審議

○議長（角田恵一君）

日程第1．議案審議を行います。

議案第3号 押印見直しに伴う関係条例の規定の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

○6番（田中栄一君）

おはようございます。お尋ねいたしますが、第1条、職員のサービスの宣誓に関する一部条例の改正についてお尋ねをいたします。

これは第4条にも関係すると思うんですけども、宣誓書は公務員の職務を行おうとする者が憲法をはじめとした法規、例規を遵守すること、並びに、地方自治本来の目的を守る全

体の奉仕者であることを自覚する上でも大変重要なものだと思っております。私も50年前に、当時の町長に宣誓書を朗読して提出したことを今でも鮮明に記憶しております。

現行条例では、職務を行う前に、任命権者または任命権者の定める上級の公務員の面前において署名になっておりますけれども、改正では、任命権者に宣誓書を提出となっております。本人が自覚して職務を遂行するためにも、面前で宣誓を行う儀式も大事だと思っておりますが、提出に当たっては、単に直属の上司を通じて任命権者に提出されるものでしょうか。どのように取り扱うものか、お尋ねをいたします。

○人事課長（牛島新五君）

お答えいたします。

今回の改正で、面前でありますとか署名という文言を削除しておりますが、これはするなということではなくて、必要ではないという国の規定改正に基づいて改正をするものではございますが、新規採用職員が採用になった4月1日におきましては、これまで同様、宣誓を引き続き行うと考えております。もちろん、昨今、コロナの関係もございますので、感染対策を十分に取りながら行っていきたいと考えております。

理由といたしましては、先ほど議員がおっしゃいましたとおり、新たに公務員となった自覚といいますか、そういう志を新たにするという意味でも、意味合いが大変大きいと思っておりますので、この宣誓式については引き続き行っていきたいと考えているところでございます。

○6番（田中栄一君）

了解いたしました。やっぱり公務員になるための自覚というものを促すという意味では、大変重要なものだと思っておりますので、そういうことで進めていただきたいと思っております。

それから、この改正条文では、記名で可能になると理解をしておりますが、簡素化することも必要ですけれども、先ほど言ったように、本人が心にとどめておくためにも署名が大事だと思うんですよね。その点についてどのように考えられるのか、お尋ねします。

○人事課長（牛島新五君）

署名につきましても、現在も署名をさせておりますが、引き続き署名をさせて、その署名した宣誓書を人事課のほうで保管するように今後もしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。
議案第4号 八女市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
を議題といたします。
本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。
本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。
これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。
議案第5号 八女市職員の給与に関する条例及び八女市会計年度任用職員の給与及び費用
弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号 八女市大坪奨学基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号 八女市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

○21番（松崎辰義君）

何点か質問をさせていただきますけれども、まず、11条の3項ですね、ここで見ますと、新たに「中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。」ということで、中核市が入ったようです。研修といいますと、講習を受ける場所が多いというのはそれだけいいことだと思っておりますけれども、今度新たにですから、今まで政令市で講習を受けられた八女市の方というのは、毎年どれぐらいおられるのか。県だけではなく、そういうところで受けられる可能性というのはどれぐらいあるのか、お願いします。

○子育て支援課長（平島英敏君）

お答えいたします。

現時点で資格を持っていらっしゃる方が約100人ほどいらっしゃいます。それと、新たに資格を取得される方、大体毎年10人程度でございます。実質的にこれまで県と政令市が実施をしてきておりましたけれども、八女市の方に対しての研修の機会と申しますか、現実的には県からの案内をいただいておりますということで、政令市からの案内はいただいているところでございます。

以上でございます。

○21番（松崎辰義君）

政令市からの案内がないということは、受講はされていないと。ただ、これだけいろんなところで受けられるということになれば、政令市の人、中核市の方はそこで受けられるから、県のキャパがまた広がるといいますか、そういう意味では受けやすくなるのかなと思いますので、とにかくそれについては少しでも幅広く受けてもらえるようになることはいいことだろうと思っております。

それから、職員の経過措置ですけれども、これを読みますと、修了したもの——いわゆる研修を修了したもの、ちょっと調べてみますと、講習が結構な時間ありますよね。何日間かに分けてありますし、その修了証といいますか、許可証というのはかなり遅いような気がします。そういうのもあるのかなと思いますけれども、ただ、採用するときに修了してなくても受ける予定がある人ですね、講習を受けたいという人はもう受けたものとしてみなすと。非常にどうなのかなと思う部分が私としてはありますけれども、今まで受けることにしておいて受けなかったという事例はありますか。

○子育て支援課長（平島英敏君）

このみなし規定というのは、言わば当該年度に認定資格研修を受ける方を支援員としてみなすということでございますけれども、これまでは予定どおり研修を受けていただいておりますということでございます。

以上でございます。

○21番（松崎辰義君）

それを聞いてちょっと安心はするところですが、講習を受ける予定であって、もしその方を採用して、講習を受けなかった場合、どうなりますか。

○子育て支援課長（平島英敏君）

基本、1クラスに2人の職員が張りついております。基本は支援員2人で保育をしていただくのが理想でございますけれども、最低基準といたしましては、1人が支援員、1人が補助員であってもいいということでされているところでございます。現時点で約130人の職員のうち、100人以上が支援員として資格を取得しておりますので、おおむねどちらかが支援員として張りついていただくということで、今までは対応してきていただいているところでございます。

以上でございます。

○21番（松崎辰義君）

今までの対応は分かりますけれども、補助員じゃなくて、支援員として採用するわけですよ。講習を当然受けられるものとするけれども、講習を受けられなかったという場合、その場合はどうなるのかを聞いているわけです。

○子育て支援課長（平島英敏君）

これまでの対応でございますけれども、幾つかの会場に分かれて支援員研修が実施をされております。当然、個人の都合等によって研修ができないというときには、会場を変えていただいて受けていただいていたという経過でございます。

以上でございます。

○21番（松崎辰義君）

とにかくそういう場合は会場を変えてでも受けていただくと。ちゃんと支援員の資格を取ってしていただくという事はよく分かりました。ただ、一抹の不安は残るところですが、ここに当分の間とあります。普通は期限を切りますけれども、多分コロナのことかなという予測はつくわけですが、この当分の間というのはコロナの対応ということで、コロナが落ち着けばこれは削除されるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○子育て支援課長（平島英敏君）

この当分の間につきましては、具体的な期限を定めておりませんが、今、議員がおつ

しゃったとおり、コロナ禍が終わった段階を見込んでおりますので、改めて判断をしていきたいということで考えております。

以上でございます。

○21番（松崎辰義君）

コロナ禍をどのように判断するかどうかと思いますが、今のまん延防止がなくなればいいということではないと思っておりますが、これの判断基準というのは設けられておりますか。

○子育て支援課長（平島英敏君）

具体的にこの案件を検討させていただいたのが昨年でございます。今年度に入りましても学校の休校が続いた。それでもなお、学童保育所においては朝からの開所が求められてきたという状況でございます。そのような状況がもうなくなってくるということが見込まれた段階では、もうこの当分の間については不要になるものということで考えております。

以上でございます。

○21番（松崎辰義君）

いわゆる放課後児童の状況を見て判断するということで理解しておきますけれども、やはり当分の措置と書いてありますけれども、以前もこういう経過措置をやってきたと。これが恒常的にならないように、そういう人は受けて資格を取ってからしてもらうように、今後は考えてやっていただくことを強く要望して、質問は終わりたいと思います。

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号 八女市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とい

たします。

本案について質疑を行います。

○17番（森 茂生君）

二、三お伺いします。

これを読んでみますと、相当難しく、なかなか理解するのに暇が要ったわけです。国のほうの法律も1つ変わって、就学前の均等割を半分にするのかなっていますけれども、今度の改正のポイントを若干お知らせ願いたいと思います。ポイントだけでいいです。

○健康推進課長（坂田智子君）

お答えいたします。

今回、国民健康保険税条例の改正をお願いしておりますが、ポイント、要素としては2つございます。

1つは、議員おっしゃられましたように、未就学児の均等割の軽減の措置、それからもう一つは、八女市の税率改正ということで、その2つが大きなポイントということでございます。

○17番（森 茂生君）

大きく分けて2つの改正ということだろうと思いますけれども、負担が減る分、あるいは負担が増える分、これは両方ここの中に交じっています。結果的に市民の負担がどうなるのか、お伺いします。

○健康推進課長（坂田智子君）

世帯構成によって若干違ってはきますが、やはり税率を改正させていただく関係で、負担としては増える部分が多くなっていくということでございます。

○17番（森 茂生君）

どれくらい増えますか。

○健康推進課長（坂田智子君）

個別のそれぞれの世帯構成によって変わってきます。

例を3つ挙げていきますけれども、市のパンフレットのほうにも載せておりますが、5人世帯の場合、軽減がない方の場合、3世代住まれてある方については、負担額としては年額で17,900円の増額ということになります。また、夫婦お二人、年金の所得で軽減まではならない方については、年額8,400円の増額。また、軽減措置がある方、7割軽減の世帯の方については、年間で1,800円の増額というシミュレーション、3パターンで御説明させていただきました。

以上です。

○17番（森 茂生君）

分かりました。今、もともと国保税は高くてもどうしようもないという中でまた値上げですので、これでいいのかなと私は思います。

この収納率を見ますと、令和2年度で96.25%ということになっております。100%なら全く問題ありませんけれども、収納率が低いから、3.75%は不足するわけですよね。その場合、収納率100%で計算すると、令和2年度を例に取れば、3.75%不足するわけです。ですから、その分、以前は不足する分を払える人に上乗せして計算して国保税を算定していたわけです。現在もそのようにされておりますか。

○健康推進課長（坂田智子君）

国保としては、赤字繰入れをしないということになりますと、今、議員がおっしゃられるように、全体の中での負担をしていただくということになりますので、その収納できない部分についても皆さんで御負担いただく形にはなってくるかと思えます。

○17番（森 茂生君）

高い上に、払えない人の分まで払える人が払っているという格好になるわけです。しかし、自治体によって、東京都はほとんどだろうと思えますけれども、収納率が100%になるまで、不足分は一般会計から繰り入れて100%にして計算をしているわけです。ですから、私はそうすべきであるし、それが本当の計算の仕方だろうと思えますけれども、いかがでしょうか。

○健康推進課長（坂田智子君）

そうですね。負担の考え方としては、議員がおっしゃられるようなお考えもあるかと思えます。ただ、今、八女市としましては、赤字繰入れという形にならないよう国保会計の中でのやりくりでという形でさせていただいているところでございます。

○17番（森 茂生君）

私はこの値上げによってまた収納率が低下するような気がしますけれども、そこら辺のところはどのようにお考えでしょうか。

○健康推進課長（坂田智子君）

今回、改正をお願いしておりますが、急激な増にならないようにという形で提案をさせていただいております。それで、今後もきちっとその内容を周知させていただいて、収納率の低下にならないように努めていきたいと考えております。

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

○17番（森 茂生君）

議案第8号 八女市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論を行います。

国保加入者の44%が無職世帯であります。それ以外の多くの世帯も、所得の低い非正規労働者や自営業、フリーランスなどで占められております。国保税は所得に対しての保険料率が他の医療保険の中で一番高いという構造的な問題があります。その1つが、生まれたばかりの乳児から全員に一律で掛ける均等割があります。国は、全国知事会や全国市長会なども要求しておりました、未就学児に限りではありますけれども、ようやく均等割を半分に引き下げる法改正が行われました。不十分ではありますけれども、負担は減ります。ところが、喜ぶどころか、八女市はそれを上回る大幅な値上げの条例改正であります。

コロナが起きる以前より、既に高過ぎて払えないという悲鳴が上がっているのが国保税であります。コロナの感染拡大により、市民の暮らしや営業などに深刻な影響が出ております。かつてないほどの未曾有の危機に直面し、廃業、倒産、雇い止めなど、今後より一層、加速することが危惧されております。一刻も早いさらなる支援策が求められている時期に、国保税の値上げはさらに負担を強いることとなります。とても納得できるものではありません。コロナ禍の中だからこそ、値上げするどころか、引下げを行うべきであります。

以上の理由により、議案第8号に反対するものであります。議員の皆さんの賛同をよろしくお願いして、討論を終わります。

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

起立多数であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号 八女市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号 八女市消防団条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

○5番（橋本正敏君）

数点お聞きしたいと思います。

消防団員の条例につきましては、12月に私は一般質問でさせていただきました。団員の人数というか、この団員数につきましては、条例と実団員数が100名ほどかけ離れているのでということでしたけれども、今回それが是正されているということでございますが、その次に、文言がちょっと変わっておりますが、それをちょっとお聞きします。

以前は手当という文言でございましたが、団員に対する報酬ということに文言が変わっております。この文言が変わることによって何が変わるのか、具体的に変わるということというのはどうということなのかをお聞きします。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

この条例内で手当が報酬に変わった理由ということでございますが、これまで出動手当と呼称しておりました名称を出動報酬とすることが望ましいと国が示しております。そのことから、本市におきましても、団員手当や出動手当等の名称を、今回、報酬に統一するものでございます。

以上でございます。

○5番（橋本正敏君）

これは文言が変わることで、たしか、定かではありませんけれども、税金に関わってくる

んではないかと思いますが、その辺はいかがですか。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

今回の文言が手当から報酬になることによって税に影響があるのではないかという御質問だと思いますが、県からの通知が来ておりまして、これはあくまでも検討段階で、最終的な決定ではないという前提でございますが、現在、県のほうから情報提供なされておりますのは、出勤報酬、それから、給与所得として所得税の課税対象ではあると。また、年額報酬につきましては、引き続きその年中の支給額が50千円以下になるものに限り課税されないという情報提供がなされております。したがって、今回、条例で手当を報酬に文言を変えたことによって影響が出るというものではございません。

以上でございます。

○5番（橋本正敏君）

せっかく報酬額を上げるというか、今度はそのままですけれども、この文言が変わることによって実質税金を納めなくてはいけないという方が出てくるのであれば、これは本末転倒で、そのままにしておいていただければありがたいと思った次第です。

それから、今言いましたように、実際が変わることによって、下がっているところがございます。訓練出勤報酬というのが今まで4,300円、これが4千円に減額されております。今まで災害の出勤に対しては7千円から8千円に上がっておりますし、行方不明捜索の報酬も7千円から8千円に上がっております。これはいいんですけれども、なぜ今まで出勤訓練、これは日頃、やはり私たちの生命、財産を守っていただく団員の皆さんにとりましては、こういう訓練はもう当然のことだと思っております。いざという出勤のときに、実際何もできなかったではいけませんので、こういう訓練は必要不可欠なものでございますが、この日額をなぜ引下げをされたのか、お聞きいたします。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

消防団活動をする上で、この平常時の訓練というのは大変重要であると認識をしておるところでございます。

今回、訓練出勤報酬を4,300円から4千円に改めた理由といたしましては、今回、火災時の出勤報酬を日額8千円で新設しております。この訓練につきましては、通常、消防団では半日実施をされております。したがって、今回新設いたします火災時の出勤報酬、災害報酬と呼称しておりますが、それと、今回改正をお願いしております行方不明捜索報酬の額8千円、この額と均衡を図るために、今回4,300円から4千円に改めたところでございます。

以上でございます。

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号 八女市矢部基幹集落センター条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号 市道路線の認定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号 市道路線の変更についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号 市道路線の廃止についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号 令和3年度八女市一般会計補正予算（第12号）を議題といたします。

本案につきましては、委員会付託案件であります。議案質疑の通告もございませんので、質疑を終結いたします。

本案につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により、予算審査特別委員会を設け、付託の上、審査をすることにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は予算審査特別委員会を設け、これに付託の上、審

査することに決しました。

委員会条例第6条第2項の規定により委員の数についてお諮りいたします。委員の数は議長を除く19人にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、委員の数は19人とすることに決しました。

正副委員長の互選をお願いいたします。先例によりますと、委員長に副議長、副委員長に総務文教常任委員会委員長となっております。今回はいかがいたしましょうか。

〔「先例」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

それでは、先例に従い、委員長に中島副議長、副委員長に栗原総務文教常任委員会委員長とすることに決しました。

審査の必要上、会議規則第98条の規定により分科会を設け、審査していただきますようお願いいたします。

議案第18号 令和3年度八女市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号 令和3年度八女市介護保険事業費特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号 令和3年度八女市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第21号 令和3年度八女市矢部診療所特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第22号 令和3年度八女市水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議案第23号 令和3年度八女市下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

午前10時55分まで休憩いたします。

午前10時44分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（角田恵一君）

休憩前に引き続き、議案審議を再開いたします。

議案第24号 令和4年度八女市一般会計予算を議題といたします。

本案につきましては、委員会付託案件であり、3名の議案質疑通告がっておりますので、通告順に質疑を許します。8番高橋信広議員の質疑を許します。

○8番（高橋信広君）

それでは、通告に従いまして、3点お聞きしたいと思います。

まず、2款1項10目の自治体DX推進事業ということが入っております。この中の特に業務委託費のことなのですが、この中に委託費で業務量調査ということで説明資料のほうに入っておりますが、具体的にどういうことをやられるのか、そして、その結果を踏まえて、どうデジタル化につながるかということについて、まずお聞きいたします。

○総務課長（秋山 勲君）

お答えします。

業務量調査につきましては、自治体DX推進事業として取り組むものでございまして、調査の目的といたしましては、今日の人口減少や少子高齢化が進む中で、限られた財源と職員で持続可能な行政サービスを行っていくためには、既存業務の改善や効率化を図っていくといったことが必要となっておりまして。

業務量調査は、業務改革、BPRとも呼ばれておりまして、行政事務全体の現状を把握し、既存の業務フローを抜本的に見直すために実施をするものでございます。期待される効果といたしましては、組織全体の業務量を調査することで、業務レベルで仕事の量や時間を把握することができ、また、業務の手順をフローチャートにして、いわゆる見える化をすることができますので、どこの業務負荷が高くなっているといったようなことを把握することができるものでございます。

また、業務を委託することで委託先が保有しておりますほかの自治体の業務量調査のデータと比較をすることができますので、客観的な根拠に基づいた今後のデジタル化やアウトソーシング、そういった業務の最適化を行うことができるものと考えております。

このような取組を行うことによりまして、業務の効率化を図り、人的資源を相談業務やマンパワーが必要な業務に充てていくということで行政サービスの充実を図っていきたいと考えておるものでございます。

以上です。

○8番（高橋信広君）

今の説明からいきますと、この調査だけに限らず、この調査によってBPR、いわゆる業務改革につなげるという、いわゆる調査の結果、改善策まで出して、その結果、見える化を図ると理解しますが、そういうことでよろしいんですかね。

○総務課長（秋山 勲君）

お答えします。

議員御指摘のとおり、今回の業務量調査につきましては大きく3つございまして、1つは業務量全体調査の実施を行いたいと考えております。こちらについては、全課全業務を対象に行っていくと考えております。

それから、2点目が業務改善に向けた課題の抽出及び分析ということで、ここでどういった今、八女市の業務において負荷がかかっているのか、あるいは無駄があるのかといったようなことについて分析をするようにしております。こちらについては、全業務を対象にするのではなくて、幾つかのモデル事業で選択をして行っていきたいと考えております。

それから、3つ目が分析の結果を踏まえまして業務効率化に向けた、例えば、デジタル化に業務を置き換えていくとか、それから業務委託をするとか、業務を縮小、統合するといった改善策を検討、提案をしていただく業務委託を考えているところでございます。

○8番（高橋信広君）

概要については承知しました。

あと、庁内にとっては見える化を図って、いろんな比較もできるということですが、これは市民のほうにとって、そういうことがどう見える化につながっていくのか、市民にとってのメリット、あるいは業務改善が見えるところについてはどういう形になりますかね。

○総務課長（秋山 勲君）

お答えします。

市民に対してどのように見える化ということで進めていくかというお尋ねですが、今回の業務量調査に限らず、この業務については、先ほど申し上げましたように、自治体DX推進事業の一環として進めてまいりますので、そういった今後のDX推進の中には、プロモーション事業であるとか、対市民に対してのいろんな情報発信ということも考えておりますので、その中で含めて検討していきたいと思っております。

○8番（高橋信広君）

それからもう一点、DX推進事業というのが963千円ということで入っていますが、この事業というのは具体的に分ければこれについてお答えできますか。

○総務課長（秋山 勲君）

お答えします。

まず、自治体DX推進事業について簡単に説明をさせていただきたいと思います。

この事業は、総務省が策定いたしました自治体DX推進計画を踏まえ、八女市においても令和4年度から本格的に取り組んでいくものでございます。自治体が行う行政サービスについて、デジタル技術等を活用しまして住民の利便性を向上させるとともに、行政事務の効率化を図り、人的資源を有効活用していくというものでございます。

令和4年度の主な事業といたしましては、先ほどの業務量調査、分析作業の委託、それか

らDXアドバイザーの配置ということで、外部人材の登用を考えているところでございます。

それから、お尋ねのDX推進事業委託料でございますが、こちらは当初予算の事業説明書の27ページに、主な委託料としましてRPAシナリオ作成委託料を掲載しております。この委託料は、業務効率化のためのICTのツールでございます、RPAという提携業務を自動化する仕組みがございまして、従来職員が行っております、例えば、申請書の入力、そういった作業をパソコンを使って自動入力するような仕組みがございまして、そのための専用のプログラムを作成するための予算となっておりますところでございます。

以上です。

○8番（高橋信広君）

ここについては大変難しい技術的なことが入っているような気がしますが、コンピューター上で自動操作できるということらしいんですけど、ぜひこの件については期待しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは次に、ふるさと支援金のことでございますが、おとし、令和2年度に8億円以上の支援金があったと思ひますが、まず、令和3年度はまだ終わっておりませんが、見通しとこれまでの結果というか、状況についてお聞かせいただけますか。

○企画政策課長（馬場浩義君）

お答えさせていただきます。

今年度のふるさと支援寄附、いわゆるふるさと納税でございますけれども、12月に例年以上に伸びを見せたことによりまして、1月末現在、寄附者件数で約5万3,400件、それから寄附額、こちらが1,039,000千円となっております、初めて10億円を超え、これまでの取組の中では一番の最高額ということになっております。これは従来の取組に併せて、今年度新たに取組を行った成果ではないかと捉えているところでございます。

以上でございます。

○8番（高橋信広君）

まずは初の10億円突破、大変うれしい、喜んでおるところでございます。さらに、これからこの10億円以上を目指していただきたいと思ひますが、今のいろんな取組の中で、一つの数字の中で気になっているのが、これは計画の中で1,406,767千円と計上されています。そのうちの積立金として約9億円、これを差し引きますと経費が505,000千円ほどになります。それからいくと経費率が56%ぐらいになるので、今まで資料を頂いたものは多少そこが違ふのかと思ひますが、できればこの支援金の中の50%以下にどうやって抑えるかということをしつかりと意識しながらやっていただきたいんですが、その辺の取組についてはいかがでしょうか。

○企画政策課長（馬場浩義君）

今回の予算の説明に当たりましては、事業の説明書というものを提出させていただいております。この中で、先ほど議員申されましたように、今回の予算額としては1,406,767千円という金額を計上させていただいて、9億円の差し引きをしますと約505,000千円という数字になってきているかと思えます。この分が議員御指摘のとおり、経費に当たる部分になってまいります。これまで議会のほうで私のほうから報告をさせていただいておった金額につきましては、国に報告をする手続が必要になってきますが、この募集に関する経費、この部分を報告させていただいておったところですので、この分について50%を切っていたというところでございます。ここで今回出させていただいておる分が50%を超えておるというところで、実はこのふるさと納税の事業を行っていく際には、返礼事業者さんに返礼品代としてお礼の品代金ですね、こういったものを支払う、それから送料等もお支払いしていかないとけません。各事業者さんにおきましては、そういった経費を回して事業を展開されているといったところもありますので、予算の計上につきましては、少し余裕を持たせていただいで計上させていただいておるというところでございますので、御理解いただきたい。そして、できれば私たちもこの経費削減には努めていきたいと考えておりますので、どうぞ御理解よろしくお願いいたします。

○8番（高橋信広君）

あと、この納税額を増やす一つの施策ですが、いろんな形で今対策を練っていただいて、その結果、10億円を突破したと感じております。その中で、今、1つは取り組んでもらったのは定期便、これも取り組んでいただいでおります。それから贈答品という形でも力を入れていただいでいます。少し気になるのが10月から12月に集中しますよね。これはデータを見ても10月から12月で、平成28年から見ますと、この3か月で72%、80%、74%、80%、70%ということで常に高いんですね。この期間以外のところに、例えば、8月とか9月、八女市の特産物の農産物がどんどん出るような施策、そういうこともぜひ考えていただきたいんですけど、それについていかがでしょうか。

○企画政策課長（馬場浩義君）

お答えいたします。

議員おっしゃいましたように、ふるさと納税の寄附者の寄附の状況というのは、やはり10月から12月に非常に多くなってくると。ですから、従来私どももこの10月から12月に魅力的な商品を用意させていただいて、傾向としてはどうしても寄附される方はそこでポータルサイトとかも見始められるという傾向がございますので、そういった形で取り組んできておりました。実は10月、12月は逆にいくと競争率が非常に高くなるというところもございます。

今、議員もおっしゃいましたように、八女市には四季折々で生産される農産物から商品等

もございますので、その時期、時期において、例えば、5月の節句とか、8月であればお盆とか、9月は敬老会、こういったところでイベントごとに合うような商品を事前に準備をしていって寄附者の皆さんに情報を提供していく、こういった取組も今後必要になるかと思えますので、そこら辺はこれから力を入れていきたいと考えているところでございます。

○8番（高橋信広君）

それからもう一つ、使い道のことなんですけど、今、使い道についてはメニューを少し増やしていただきながら、5つ、6つあると思うんですけど、これも見てみますと、最後の市長が認めたもの、市長にお任せというところも2割前後あります。これからのふるさと支援金については、使い道というところをしっかりと見ながら支援される人がだんだん増えてきていると認識しているんですね。そういう意味では、より具体的な使い道、例えば、環境保全というところもそれを少し分けて森林整備とか、そういう具体的などころを少し増やしていただいて、メニューを10項目ぐらいつくることで支援を増やしていくということをやっていただければと思うんですけど、これについてはいかがでしょうか。

○企画政策課長（馬場浩義君）

お答えさせていただきます。

今、使途については、議員がおっしゃいましたように、項目を設定して少し大きなくくりの中で、子どものためとか特産物の開発とか、そういった部分での大きなくくりの中でさせていただいております。

今、私たちが少し検討を始めないといけないのかなと思っているのは、そういう大きなくくりでの少し自由度を高めていく部分は従来どおり持っておきながら、新たに展開する具体的な事業をまた別で皆さん、寄附者の方にお示しをするやり方ができないかというところは今少し研究を始めたいなとは思っているところです。

まだ具体的にどのような形でやっていきますということは、この場ではお示しできませんけれども、引き続きそういったところを研究していきたいと考えているところです。

○8番（高橋信広君）

ぜひこれについては研究していただいて、例えば、子どものために使うということでも、子ども食堂、あるいは学習支援については一般財源を使われていますけど、これはふるさと支援金を使っていいと私は思いますので、そういうところにしっかりと支援が集まるような仕組みをつくっていただくということをお願いして、これについては終わります。

それから最後に、5款1項1目、八女市若者応援事業というのが4,080千円ということで計上されています。この説明資料の中に、対象としては要件を全て満たす者と少し右側に書いてありますから、この全てというところをまずお聞かせいただけますか。

○企業誘致課長（橋本秀樹君）

御説明いたします。

要件を全て満たす必要があるのは、まずは大学、大学院、短期大学、専修学校の専門課程、それから、高等専門学校及び高等学校に進学し奨学金の貸与を受けた方、次に、申請年度の前年度以前から奨学金を遅延なく返還中で市税等の滞納がない方、申請年度において満30歳以下の市内居住者で5年以上居住の意思がある方、これを全て満たす必要がございます。

以上です。

○8番（高橋信広君）

ちょっと分からないところがありましたけど、市内居住者30歳以下、30歳未満じゃなくて以下の方々に、いわゆる奨学金をもらわれている方、まず目的はその方に対しての支援ですよ。これは就職先として市内に限っているのか、あるいは筑後一帯のこの辺りはいかがですか。

○企業誘致課長（橋本秀樹君）

御説明いたします。

市内に限っておりません。市内に居住してあれば、どこで就職していただいても構わないという制度でございます。

○8番（高橋信広君）

ということは、就職先は限らないということで幅広くできるということで理解しておきます。

これがいろんなところ、ほかにも類似自治団体ということで近隣自治体、大牟田市、久留米市、筑後市、大川市、みやま市とありますけど、既にあちこちではやられていることですね。この辺りの状況、例えば、筑後市なんかを見てみますと、全部は調べられませんでしたけど、筑後市でしたら保育士に限ってみたいところがありましたけど、この辺りの比較等を含めて、八女市はどういう視点で今回こういう取決めをしたというところについてお答えいただければと思います。

○企業誘致課長（橋本秀樹君）

御説明いたします。

おっしゃるとおり、筑後市、それから久留米市は保育士に限っての制度でございます。それから大牟田市については、市内の中小企業に就業してある市内居住者、それから、みやま市は地元に住んであって筑後地区に就業という筑後地区に限ってございます。

八女市でこのスキームをするときに、パーク・アンド・ライドとかで広い範囲まで通勤もできるということが八女市の特徴でもありますので、その方々にも恩恵があるような制度ということで、今回上げさせていただいているところでございます。

以上です。

○8番（高橋信広君）

それと、これは今、予算の根拠として、奨学金平均返済額が17千円掛け12か月の20名ということで想定されていますけど、奨学金をこの範囲でもらわれている方、その辺というのは情報としてはつかめているもんなんですか。なぜ20名というところも含めてお願いします。

○企業誘致課長（橋本秀樹君）

御説明いたします。

みやま市の例を参考にさせていただきまして、みやま市は令和2年で7名と令和3年で12名という数字で筑後地区の範囲でされていらっしゃるということ、その件を勘案しまして、八女市の規模と、それから就業範囲を広めるという意味で、大まかな数字でこの20名という数字を上げさせていただいているところでございます。

以上です。

○8番（高橋信広君）

この事業というのは、一つは定住・移住対策ということと、地元の企業を応援したいということだと思んですけど、このメニューだけでは少し心もとないなど、そういう目的からいくとですね。ぜひ所管の企業というところを含めて、応援メニュー等をもう少し増やしていただくともう少し定着率が上がるかなと思いますので、この結果というか、状況を見ながら、次の事業というか、新たなことを考えていただければということをお願い申し上げて、終わります。

以上です。

○議長（角田恵一君）

8番高橋信広議員の質疑を終わります。

次に、17番森茂生議員の質疑を許します。

○17番（森 茂生君）

これは昨日、一般質問しましたのに関連であります。ですから、確認を取ればそれで十分ですので、長くはかかりませんので、よろしくをお願いします。

この対象となる養護老人ホーム、軽費老人ホーム、あるいはケアハウス、特別養護老人ホームは介護の関係でしょっちゅう出てきますけれども、軽費老人ホームとかはなかなかなじみが少なかったんですけども、八女市にはこれらの施設はどれくらいあるのか、伺います。

○介護長寿課長（平 武文君）

お答えいたします。

養護老人ホームが1施設、ケアハウスが1施設ございます。事務の分担上、市町村で今回の処遇等に関係する事務を取り扱うのは養護老人ホームということになっておりますので、

来年度の当初予算に関連する施設ということでございましたらば、養護老人ホーム関係分ということになります。

以上でございます。

○17番（森 茂生君）

平成16年と17年に一般財源化されているようです。それで交付税措置がされていると理解していますけれども、この対象となる施設は分かりましたけれども、今度の約3%の処遇改善の対象となるような人数、これは分かりますか。

○介護長寿課長（平 武文君）

今回の処遇改善の対象としては職種を限定した対応ということで要請されているところでございますので、これは結論に近くなりますけれども、どういった職種を対象とするかも含めて現在検討中ということでございます。

以上でございます。

○17番（森 茂生君）

通常の介護職員、あるいは保育所、あるいは学童とか、あれは大体決まって通知をされているようです。これがどうも遅れたといいましょうか、外れていたと言っておかしいんですけれども、同じような仕事をしている中で、どうもこっちの養護老人ホームあたりの職員さんの処遇改善が漏れていたような感じの通知の内容です。ですから、一般財源化していますので、最終的には自治体の判断でどこまでやるのかというのはいいようになっているみたいです。ですから、今検討中ということですが、例えば、直接介護に当たっている人なのか、あるいは給食とか清掃とか、いろんな人で成り立っているわけですので、どのように検討されるのか。できればいっそのこと交付税措置されているわけですので、多くの人に処遇改善が行き渡るようにと思っています。どのようなお考えなのか、お伺いします。

○介護長寿課長（平 武文君）

お答えいたします。

養護老人ホームにつきましては、いわゆる措置入所ということでございまして、市町村のほうで措置を決定して入所していただくんですが、必ずしも八女市にお住まいの方が八女市の施設に入られるというわけではございませんで、近隣の筑後市でございますとか、みやま市といったところに措置される方もいらっしゃいますので、そういった観点も含めまして、措置人員の職種の幅も近隣市町村と緊密に情報交換しながら検討しているということでございます。できれば対応する職種は近隣市町村で合わせていきたいという考えということでございます。

以上です。

○17番（森 茂生君）

八女市には市外の方がいらっしゃる、もちろん今度は八女市の方が市外のそういうところで入所をしてあるということで、非常に幅が広がってきてしまうわけです。それで、今どこまでその処遇改善をするのかは近隣の、例えば、筑後市とかすり合わせが行われているということですかね。そうした場合、いつから支給が始まりますか。ほかの介護職員は2月からということになっていますので、今検討中であれば2月からは間に合わないような気がしますけれども、その点どうなっていますか。

○介護長寿課長（平 武文君）

今の動向ですね、情報交換しているのは福岡県も含めまして、八女市も含めまして10団体で、例えば、今御質問にございました改定の時期でございませうとか、対象職員の範囲、それと、一定の施設入所者の数によってまた単価措置額というのが金額が変わってまいりますので、これをどの辺りに取っていくのか。それと措置費の費目、例えば、賃金を上げるとすればここを増額ということになりますけれども、どの費目を選ぶのか、こういったことについて情報交換をしているということです。

それと時期のお話でございますが、事務のスケジュールといたしましては、毎年、年度当初4月にその年度の措置費の水準を決定するというのと、あわせて、今回の財源が介護は補助金でございましたが、今回は補助金ではなく交付税措置ということでございますので、この算定は新年度の4月からということになってまいりますので、そのようなことを考え合わせますと、早くも新年度4月といったところかなという心象は持っているところでございます。

以上です。

○17番（森 茂生君）

同じような仕事、似たような仕事をする人に結果的に差が生じるということになってしまいうようです。そうした場合、交付税措置されているということで基準はきちっとその中に出てきているはずだと思います。そのとおりにはやらない。判断は地方自治体の判断ですので、それはそれで仕方がないんですけれども、交付税措置するときの基準というのは示されて、それに基づいて来ていると思っています、理解しています。その基準どおりにはもうしないということですね。それは無視してどこまでやるのかは独自の判断ですということですか。

○介護長寿課長（平 武文君）

お答えいたします。

国からの通知内容では、今回の対応された方分の交付税措置をやりますということにとどまっておりますので、例えば、その内容がいかほどの規模であったり、お幾らといったところまで我々には情報はございません。

ただ、やっぱりこの経済対策、コロナ克服新時代開拓ということで、9千円や3%という

のがございますので、その所要額に見合う措置と今のところ期待も含めて考えているところでございます。

○17番（森 茂生君）

そしたら、まだはっきり決まっていないということですがけれども、これは要望になるかもしれないけれども、当然さっき言うように給食さんとかいろんなもので成り立っております。また、派遣労働者やパートさんもいらっしゃいます。正職だけでなく、いろんな人たちがいらっしゃいますので、ぜひともそこら辺のなるだけ幅広い人を、こういう御時世ですので、皆さん方にも働きかけて幅広く支援が行き届くようにしていただきたいと要望しておきますけれども、ぜひ積極的になって、そういうことを今調整中なら言っていただけませんか、よろしくをお願いします。

○議長（角田恵一君）

答弁が必要ですかね。

○17番（森 茂生君）続

お願いしておきます。積極的にやってください。

○介護長寿課長（平 武文君）

先ほども申しましたように、例えば、八女市が措置して筑後市の施設に入っている方の措置費は八女市が負担しますし、仮に筑後から八女市内の施設に入っている方は筑後市の負担ということになりますので、やはりどうしても近隣自治体とのバランスというのが大切になってまいりますけれども、今御質問の趣旨も含めて、この通知の意に沿うように対応してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。（「以上です」と呼ぶ者あり）

○議長（角田恵一君）

17番森茂生議員の質疑を終わります。

次に、21番松崎辰義議員の質疑を許します。

○21番（松崎辰義君）

通告に基づきまして、2款総務費、1項8目自主防災組織支援整備事業費補助金、さらには、2款総務費、1項8目老朽危険家屋等除却促進事業補助金、この2点について質問をしますけれども、老朽危険家屋のほうを先にやらせていただきたいと思っております。

どれくらいの方がどれくらいこの事業を活用されているのかなと思ひまして、資料を頂きました。それと、これができた当初、危険家屋であっても老朽家屋であっても壊せば固定資産税が上がるということも含めれば、そう簡単に行くのかなという不安もありましたけれども、あに凶らんや、非常にいろんな多くの方がこの事業を活用して老朽家屋の除却をされております。

特にこの効果というものは、危険家屋がなくなっていく、いわゆる本当に危ない道路のそばであったりいろんなところがありますけれども、そういうものが減らされていく、安全な地域が築けるというのが一番ではないかなと思っております。今、この事業を活用して、皆さんの感想がありましたらお願いします。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

この老朽危険家屋等除却促進事業につきましては、令和元年度から実施をしております、本年度で3年目を迎えておるところでございます。この間、この補助事業を活用いただいた市民の方の感想といたしますか、声といたしましては、危険な家屋を解体する必要は前々から思っていたが、費用が高く取り組めなかったと、この補助制度が解体するきっかけになったといった声や、長年放置していた空き家が周辺に迷惑をかけているのではないかとずっと心配をしておったと。補助金を利用して解体することで安心することができたといったような声が上がっておるところでございます。

以上でございます。

○21番（松崎辰義君）

非常に喜ばれているということと、どうしようかと迷っておられる方がこういう助成金があることで、踏ん切りがついて解体をしていただく。年々増えて、最初15件であったものが29件と。合計で70件の除却ができた。それから、予算につきましても、最初は4,472千円だったものが、令和4年度に関しては9,000千円の予算が計上されております。やはり人気があるんだなということで、非常に喜んでおるところですが、問題は危険家屋であるけれども、申請をされない、そういうところがまだ幾つも残っている、そこにどういった働きかけをしているのかと。

一つの例で言いますと、実は立花町の危険家屋については4年前から非常に近所からも怖いと、そういうものが出ていますので、早急にそこに働きかけて取り壊しというか、除却をしてもらいように促すべきではないかということのを再三言ってきました。毎年、担当課には話をしてどこまで進んでいるのか聞いておりましたけれども、なかなか進まないのが現状です。やっぱりここをどうしていくのかということのも、こういう事業を進める上では非常に大事なことはないかと思っておりますし、地域の安全を考えたときにそれらの方々、ぜひやっぱりこういうものを使って除却していただく、このことが非常に大事ではないかなと思っておりますが、現在、どういう話し合いになっているのか。聞くところでは、持ち主もきちんと判明しているということですので、そういうことも含めて、今の現状どこまで進んでいるのか、お願いします。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

今、松崎議員がおっしゃいました危険家屋につきましては、私も幾度となく現地に足を運んでおりまして確認をしておりますが、市道に面しておりまして、大変危険な状態ではあると認識をしているところでございます。

地元におられる関係者の方と私も面会をいたしまして適正管理をお願いしておりますが、相続人が多数おられるという中で、なかなかよい返事をいただいている状況でございませぬ。これまで解決に向けまして関係機関に所有者等の確定を依頼しておりますが、相続関係が特に複雑で難解であるために、今日現在、先ほど議員は所有者の特定はできたということでおっしゃいましたけど、あともう少しはつきり確定ができない部分がありますので、なかなか解決に向けてまだ進んでいないという現状でございませぬ。

以上でございませぬ。

○21番（松崎辰義君）

今の現状がなかなか厳しいという状況はよく分かりました。

それで、また他市の状況、いろんな全国的な経験なんかも学んでしていく必要があると思ひます。さらに、実はこの間から上妻地区にも危険家屋というよりももう倒れてしまっていると、ぺっちゃんこになっている。ただ、その材料がそのまま残っていると、台風が来たときは心配だという声が届きました。そういうことも含めて、まだまだ私の知らないところにもいっぱいあるんだろうと思ひます。そういう情報もきちんと集めて、ただ建っているものをするだけじゃなくて、そこら辺をどう考えていくか。来年度、令和4年度に向けて何か抱負なり、考えがあればお願ひします。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

平成28年度に空き家の実態調査を行いまして、その時点で手を加えないと住めないという空き家が500件程度ございませぬ。先ほどお話ししました空き家に限らず危険なところはまだ八女市内ではたくさんあるかと考えておるところでございませぬ。

現在、進めております老朽危険家屋等の除却促進事業を活用しながら進めるとともに、特に危険を及ぼすような空き家につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法、それから、八女市空き家等の適正管理に関する条例に基づく措置についても当然視野に入れながら進めてまいりたいと思ひております。

○21番（松崎辰義君）

なかなか実際、毎年担当課と話して、本当に簡単じゃないんだと思ひております。しかしながら、やっぱり住民の安全を守る立場から本当に知恵を尽くして、そういうものの除却をしていくことが今必要であると思ひますので、来年度に向けてぜひそういうところを、いろんな条例等も生かしながら進めていかれるようよろしくお願ひしておきます。

続きまして、自主防災組織支援整備事業費補助、これが正しいのかどうかよく分かりませぬ

んけれども、毎年大雨とか防災に関しては大事な時期になってきます。いつも6月議会ぐらいでよく質問しておりましたが、本当に6月議会じゃ間に合わないなという思いがありまして、今回質問をさせていただきました。

毎回言っているように、やはり地域との連携、これが一番大事になってくるんだろうと思いますので、地域と消防団、自主防災組織との連携をどのように考えているかということでもまず質問しておりますけれども、ここら辺の部分を今後どのようにしていこうとされているのか、現在どのように働きかけをやっているのか、その点についてお伺いいたします。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

近年、様々な甚大災害が全国的に頻発する中で、八女市におきましても毎年のように豪雨災害が発生しております。このような中で、人的被害を最小限に抑えるためには、平常時から行政区、自主防災組織、消防団、それから、防災士の方々と連携して地域の防災力を向上させることが大変重要であると考えておるところでございます。

具体的な連携としましては、地域での訓練、特に行政区単位とか校区単位、そういう小規模な訓練を市がいかに支援していくかと。また、あと今、地区防災計画の作成にも取り組んでいただいておりますが、そちらへの支援というのが非常に重要になってくるかと考えているところでございます。

以上でございます。

○21番（松崎辰義君）

今言われた防災計画ですね、本当になかなか防災計画つくるのは大変だなと改めて思っております。

私の地域でも今、防災計画をつくろうということで、まちづくりのほうで計画をしておりますけれども、ぱっとしただけでも3年はかかるだろうと。やっと1年、地域住民のアンケートが終わった時点で、今、防災士の方に来てもらっているいろんな講演とかしてもらっているところですが、来年度というよりも再来年度に防災計画をつくりたいと。いろんなことを勉強しながら防災計画をつくっていこうとは思っております。

やっぱりこの防災計画を本来全ての地域でつくる、八女市は今ちゃんと防災計画も水害、地震、いろんな立場からつくっておられます。そういうものを生かしながら、今言われるように地域の防災計画に支援をしていくということが大事だろうと思います。

この間からといいますか、総合計画策定に当たって私も質問なんかもしたところですが、防災計画ができているところはないということで、令和7年度で30の防災計画をつくりたい。当時は少ないんじゃないかと私は発言しましたがけれども、本当に少ないかどうか、なかなかこれをつくるのに時間がかかることと、いろんな人の手を借りなくては地域だけではつくれ

ないというのを感じまして、果たして令和7年度の30が多いのか少ないのか私も今判断に迷うところですが、やっぱり今後進めていかなければならないものだろうと思います。

今はないのか、そして、実際に防災計画作成に入っているところが幾つあるのかお願いします。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

今、地区防災計画作成、完成していただいている地区が3地区ございます。今年度中に取組を継続してやっただいていただいているところが8地区でございます。

ただ、コロナ禍の状況で、この地区防災計画が地域の方が集まっているいろいろな問題点等を話し合っていて、作成していただくもんですから、その集まっていただくというのがなかなかコロナ禍でできていない状況ではございます。

しかしながら、このコロナの状況を見ながら進めていただけるように市としても支援をしていきたいと考えております。

○21番（松崎辰義君）

3地区ができて、計画中は8地区ということで、私の思ったより進んでいるなと思いますけれども、やはりこれをいかに広げていくかということが今後の課題だろうと思いますが、本当に今言われるようによく分かります。私たちの地域でもコロナでなかなか集まらない、協議ができない。本当は講習会も2月ぐらいにする予定があったんですけども、それも今流れてしまっているというところで、なかなか人を集めることができない。ただ、やっぱりそういうものもありながら、例えば、今、まちづくり協議会でやっておられるので、その中では月1回は集まっていらっしゃいますので、そういう話が進んでいるんだろうと思っております。

それと、何回も実はこの整備計画といいますか、防災計画を見ますと、これは八女市のやつですけれども、そして、今、課長が言われたように、実は訓練が大事なんだと私も思うんですね。どんなに図上でやっても、実際にやってみないとなかなか分からない、動けないというのが実情だろうと思いますし、この訓練というのが、例えば、八女市の主催でやられた場合、一定の費用がかかると思うんですが、それは市のほうで負担をしていただけるかもしれませんが、この防災計画を見ますと、例えば、避難所運営マニュアルの作成、訓練を通じて避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民への普及に当たっては、住民が主体的に避難場所、避難所を運営できるように配慮するよう努めると。避難所においても地域住民主体で運営ができるように今後やりなさいよと。実際に避難所の問題で言うときにも、職員だけではなかなか大変だろうと。実際に24時間、一昼夜おらにゃいかんわけですね。そういう交代要員も含めれば、全てがそうじゃないかもしれません

が、今までの計画からすれば、そういった部分もあると。非常にこれが今から大事になってくるんじゃないかと。地域でそういうものをする場合、じゃ、どこがするのかと言ったときに自主防災組織の活用が大事かなと思っております。

ただ、自主防災組織、八女の場合は全国的に非常に高いんだろうとも思いますが、185行政区の中に183組織化されていると。これは日本でトップクラスじゃないかなと思っておりますけれども、これだけ組織されているにもかかわらず、中身を見ますとそれぞれなんですね。そして、今なかなかこの自主防災組織も集まれないというところ、この自主防災組織についての認識、それから、今後、どう行政としてはそこを活用する——活用するという言い方は悪いかもしれませんが、支援をしていただきながら八女市の防災に寄与していただくというか、役立てていくか、そこら辺はどのようにお考えですか。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

自主防災組織につきましては、先ほど議員おっしゃいますように、185行政区のうち183行政区つくっていただいて、大変感謝を申し上げたいと思っておりますが、正直申し上げまして、その自主防災組織の中でも、正直ちょっと温度差があるというのが実情だと思っております。

せっかく組織化していただいております自主防災組織をいかに今後支援しながら、どの自主防災組織も平常時の訓練であったり、そういうことに取り組んでいただいております非常時に備えていただくというのが大事なことになってこようかと思っております。

避難所の運営につきましても、地域で自主防災組織とか防災士の方とかに御協力いただいて運営も手伝っていただくということになりますと私どもも大変ありがたく思うんですが、現状では前もって自主防災組織なり、防災士の方をお願いしていても仕事の具合とか、あと災害の状況で、なかなかそのときに手伝っていただけないようなケースも出てこようかと思っておりますので、現時点ではそこに実際避難に見えた方に御協力いただくというのが現実的かなと考えておりますが、今後、将来に向けましては自主防災組織とか行政区のほうにいろいろ協議をお願いしまして、そういう組織づくりを構築できるように研究を進めていきたいと考えております。

○21番（松崎辰義君）

ぜひそういう組織づくりを市のほうとしても促していただきたいと思います。そのやり方としては、必ずしも自主防災組織ばかりではなくて、その行政区の中で一番やりやすい方法、そういうものにしていただければ、そこにこだわる必要はないのかなとは思っております。

ただ、その行政区でどういうふうにするのかは考えていただきたいと思います。そして、人選もして自主的な訓練もしていただければいいなとは思いますが、訓練するからには費用がかかる

んですね。訓練の度合い、いろんなものがあるかと思っております。

そういう場合の訓練をしたいということで地域から上がった場合の費用負担というのは市として考えておられますか。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

令和2年度の実績としましては、自主防災組織で、地域で防災訓練をしていただいているところが5件ございます。その訓練に対しまして、自主防災組織支援事業補助金を交付しております、金額的には194,400円交付しておるところでございます。その費用内容につきましては、訓練に使われた土のうであったり、あと、炊き出し訓練の食材、そういったものに使っていただいているという状況でございます。

以上でございます。

○21番（松崎辰義君）

ぜひ、そういったものがないとなかなか訓練も進まないと思いますので、訓練の度合いも増やしていただきながら、そういうものをしっかり支援していただく。やっぱり経験に勝るものはないと思うんですね。どんなに聞いていても、ぱっとその現場に、災害現場に行けばどうしていいかわからないということはよくあることですので、少しでもそういう経験をしておく、訓練をしておくということが非常にこれからは大事なことだろうと思っておりますので、よろしくお願いします。

それからもう一つ、最後に避難所の在り方と周知の方法ということで、現在、指定避難所、それから緊急的な避難所、合わせて今幾つありますか。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

緊急避難所まで最大開設しまして46か所でございます。

以上でございます。

○21番（松崎辰義君）

そうですね、46か所。最近では緊急避難所まで全部開けていただくような状況で、随分緊急避難所も皆さん周知されているんだろうと思いますが、実は避難所で在り方が随分違うということですね。一つは今コロナ禍の中で非常に言われているのが、パーティションをきちんとすることと何遍も言ってきました。具体的に言えば、三河校区の三河小学校はきちんとパーティションも、それから段ボールベッドも置かれておりまして、皆さん避難された方は安心しておられますが、南中は何もなかったんですね。避難される数も全然違うわけです。だから、そういう数に合わせてされることはわかりますし、要はこういう避難所がありますよ、この避難所はこういうところですよということも知らせないと、行ったけれども、自分

の考えとった避難所とは全然違っていたということもありますし、避難所の混み具合というのは今、携帯等でも分かるようにされておりますけれども、どこに自分が避難するかは日頃から考えておいてほしいということで啓発はしているものの、なかなかその場にならないとできないというのが今の現状だろうと思いますので、そういう情報もきちんと伝えながら、自分はやっぱり基礎疾患があるから大変だと、マスクだけでは怖いからこういう避難所に行こうとか、少なればいいから、まだ大丈夫だと思うから、きちんとパーティションがないけれども、広いほうがいと、少ない人のほうがいとということで避難される方もあると思うんですね。ですから、そういう避難所の周知をきちんとやっていただきたいなど。ただ、今のような状況であれば、どの避難所にもパーティションは必要だろうと思います。

ただ、実際に災害が起こってはいかんですけれども、今の気象条件からすればまた来てもおかしくないという状況ですので、そういう場合の対応というのをしっかり考えていただいて、この避難所は今こういう状態ですというのを市民の方に知らせることで自分の避難所、近くというのがありますし、そういうものも含めて避難所の在り方、それから周知の方法というものを今後、市民の安全・安心を考えていただくようお願いして、私の質疑を終わります。

○議長（角田恵一君）

21番松崎辰義議員の質疑を終わります。

以上で質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、先ほど設置されました予算審査特別委員会に付託いたします。

議案第25号 令和4年度八女市国民健康保険事業費特別会計予算を議題といたします。

本案につきましては、委員会付託案件ではありますが、議案質疑の通告もございませんので、質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、所管の厚生常任委員会に付託いたします。

議案第26号 令和4年度八女市介護保険事業費特別会計予算を議題といたします。

本案につきましては、委員会付託案件ではありますが、議案質疑の通告もございませんので、質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、所管の厚生常任委員会に付託いたします。

午後1時5分まで休憩いたします。

午後0時3分 休憩

午後1時5分 再開

○議長（角田恵一君）

休憩前に引き続き議案審議を再開いたします。

議案第27号 令和4年度八女市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

本案につきましては、委員会付託案件であり、1名の議案質疑通告がっておりますので、質疑を許します。

17番森茂生議員の質疑を許します。

○17番（森 茂生君）

介護保険だけに集中してしまっていて、非常に申し訳ありませんけれども、よろしくお願ひします。

今年の10月より75歳以上の後期高齢者の窓口負担が2割、2割といいましても1割の人が2割になるわけですので、単純に言えば負担が倍になるわけです。来年度予算にも当然影響が出てくるわけです。全国的に2割の人、20%の人が1割から2割負担になると言われておりますけれども、八女市の場合どれくらいの方が影響を受けるのか、お尋ねします。

○介護長寿課長（平 武文君）

お答えいたします。

あくまでも所得が1年古い所得でございますので、試算ということで幅があることを御承知おきいただいた上で、手元の試算結果は1,274人の方がこの条件ということですので、10.5%程度の方がこの条件に合致するという試算結果が出ております。

以上でございます。

○17番（森 茂生君）

1,200人から1,300人程度の方が負担増になる。当然、激変緩和措置はありますけれども、3年ぐらいの期間ですので、結局上がるわけです。これの法案が審議される中、若い人の負担を抑えていくための改正だと盛んに言われております。そしたら若い人の負担が今度の2割負担によってどれくらい抑えられるのかという試算、もししてあれば、していないならないでいいです。

○介護長寿課長（平 武文君）

お答えいたします。

試算自体はやっておりませんが、来年の保険料の算定基礎とされた医療給付費ですね、医療給付費というのは総医療費から窓口の負担額を除いた額になりますので、これも増加ベースということでございますので、その負担自体が来年度、直ちに効果を発揮するということはないのかなと思っております。やっぱり将来的にこれから団塊の世代が本格的に後期高齢の世代に入ってくるということで、少し長期的な効果、そういったところが強いのかなという印象は持っております。

以上でございます。

○17番（森 茂生君）

抑制には急にはならんのではないかという御意見のようですけれども、実際、衆議院の労働委員会で参考人で出席された方が試算をしてあります。これは経済新聞にも載っていましたが、現役世代で保険料を賄う支援分、これが720億円だそうです。しかし、1人当たりになりますと約700円の抑制にしかならない。保険料は基本的に普通折半ですよ。その半分の年間350円弱、一月当たりになると30円の抑制にしかならないんだよと、これは単なる名目にすぎないと。本当に若い人の世代を抑えていくというのであれば、例えば、非正規の人とか、所得の低い人には窓口負担を下げていくとかいろんな方法がある。これは単なるまやかしにすぎないということを言われております。実際先ほど言いますように、経済新聞にも月30円と載っていました。その程度で効果的には私はほとんどならないと思っております。

一つ心配されますのが受診抑制、倍になるということは、今でさえコロナの中で受診抑制がされている中、また負担が増える。その中で受診抑制が起きると今度は逆に医療費が高くなる確率も多くなる。それで長期的に見れば何のための負担かという意見も出ております。受診抑制は試算できませんけれども、どのように見てありますか、アバウトでいいですから。

○介護長寿課長（平 武文君）

お答えいたします。

まず、やはり前提条件としては75歳ということで御高齢でございますので、継続的に診療が必要、通院が必要な方はかなりの率になられると思います。それを前提としてのお話でございますけれども、やはり今回改正された想定の比較的所得の高い層でございますので、負担能力ありということで改正されたということと、それと、先ほど御質問でも触れられましたが、配慮措置ということで向こう3年間は増加額が3千円にとどまるように、3千円以内になるようにと、そういった措置もございます。さらに、外来の上限額という制度もございまして、月18千円というのがございますので、こういったことをトータルで考えれば、大きな受診抑制ということにはつながらないのではないかと考えております。

以上でございます。

○17番（森 茂生君）

実は医師会も反対の声明を出しております。やはりその中で、今でさえも負担が多い、これに倍になるとかなり抑制が心配されると言っております。今でさえ受診控えの中に2割負担とは国民の信頼を得られない、社会保障の優しさが全く感じられないと医師会は声明を出しております。ですから、対象が年は75歳以上ですよ、所得がどんどん増えるわけでもないし、年金そのものは減っていつているわけですよ。ですから、若い人のような感覚で

はいかんのだろうと思います。

ですから、そこら辺のところはやっぱり皆さん恐らく相当、国に言うより窓口に来らっしゃるだろうと思います、一番はですね。そういうときは慎重によく対応していただきたいと思います。その窓口の対応を課長だけではなく、皆さん方に周知にして親切丁寧に、恐らく10月以降は相当あると思います。その点を踏まえて、一応そういう対策も課内で取っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○介護長寿課長（平 武文君）

お答えいたします。

本格的な高齢化社会が到来ということで、まず、大きな考え方としては単に年齢で支える側から支えられる側、負担する側から給付を受ける側と変わっていたものが、一定年齢を過ぎた方でも能力のある方には支える側に回っていただきたいと。そういったことで、保険でありますとか社会保障、こういった制度を支えていきたいという趣旨だと思っておりますので、そういった趣旨を課内でも統一して、市民の皆様には丁寧に御説明をしてさしあげたいと思います。

以上でございます。

○17番（森 茂生君）

もう一点だけお尋ねします。

後期高齢者の保険料未納額が5,270千円ほどあります。それと滞納者が26人、770千円となっておりますけれども、2割負担導入でこっちのほうにも影響が出てくるだろうと私は思っています。そこら辺の対応もこれは国が決めているので、八女市でどうこうするというのは非常に難しい話ですけれども、その滞納が心配されますので、そこら辺の対応もひとつ考えておっていただきたいと思います。

簡単ですが、以上で終わります。

○議長（角田恵一君）

17番森茂生議員の質疑を終わります。

以上で質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、所管の厚生常任委員会に付託いたします。

議案第28号 令和4年度八女市矢部診療所特別会計予算を議題といたします。

本案につきましては、委員会付託案件ではありますが、議案質疑の通告もございませんので、質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、所管の厚生常任委員会に付託いたします。

議案第29号 令和4年度八女市黒木町串毛財産区特別会計予算を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

議案第30号 令和4年度八女市黒木町木屋財産区特別会計予算を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

議案第31号 令和4年度八女市水道事業会計予算を議題といたします。

本案につきましては、委員会付託案件であります。議案質疑の通告もございませんので、質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、所管の建設経済常任委員会に付託いたします。

議案第32号 令和4年度八女市下水道事業会計予算を議題といたします。

本案につきましては、委員会付託案件であります。議案質疑の通告もございませんので、質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、所管の建設経済常任委員会に付託いたします。

日程第2 花宗用水組合議会議員の補欠選挙

○議長（角田恵一君）

日程第2. 花宗用水組合議会議員の補欠選挙を行います。

花宗用水組合同規約第5条第4項の規定に基づき補欠選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

花宗用水組合議会議員に甲斐田久夫氏を指名いたします。

ただいま議長において指名いたしました甲斐田久夫氏を花宗用水組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました甲斐田久夫氏は花宗用水組合

議会議員に当選されました。

会議規則第31条第2項の規定により、後刻、当選告知をいたしますので、御了承願います。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

議案審議が本日で終わりましたので、明日は休会といたします。

会期日程に従い、7日からは委員会分科会となっておりますので、審査のほどよろしくお願いたします。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後 1 時20分 散会